

カードローン

平成28年4月1日現在

| 商品名 | カードローン | | |
|---|--|---|---|
| | (株)ジャックス | | |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none">・満20歳以上65歳以下の方・ご利用限度額が100万円以上の場合は、安定した収入がある方(ご利用限度額は前年度年収の50%以内である方)・(株)ジャックスの保証を受けられる方・当金庫の会員になれる方<ul style="list-style-type: none">①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。 | | |
| お使いみち | ・ご自由にお使いいただけます。(ただし、事業性資金は除きます) | | |
| ご融資限度額 | ・30万円、50万円、100万円、150万円、200万円、250万円、300万円の7種類 | | |
| ご利用期間 | ・3年 ※ご契約期限前の再審査のうえ、自動更新となります。なお、満70歳を超える場合の契約更新は不可となります。) | | |
| ご融資利率 | ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。(付利単位100円) | | |
| お利息の計算方法 | ・毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年365日とする日割計算 | | |
| ご返済方法 | ・「毎月定額返済方式」と「随時返済方式」の併用または「残高スライド返済方式」と「随時返済方式」の併用 ・返済日は毎月7日(7日が休日の場合は翌営業日) <table border="1"><tr><td>・毎月定額返済方式 (ご利用限度額50万円以下のみ) ①融資限度額30万円…1万円 ②融資限度額50万円…1万5千円</td><td>・残高スライド返済方式 ①約定返済日前日の残高50万円以下…1万円 ②約定返済日前日の残高50万円超100万円以下…2万円 ③約定返済日前日の残高100万円超150万円以下…2万5千円 ④約定返済日前日の残高150万円超200万円以下…3万円 ⑤約定返済日前日の残高200万円超250万円以下…3万5千円 ⑥約定返済日前日の残高250万円超300万円以下…4万円</td></tr></table> | ・毎月定額返済方式 (ご利用限度額50万円以下のみ) ①融資限度額30万円…1万円 ②融資限度額50万円…1万5千円 | ・残高スライド返済方式 ①約定返済日前日の残高50万円以下…1万円 ②約定返済日前日の残高50万円超100万円以下…2万円 ③約定返済日前日の残高100万円超150万円以下…2万5千円 ④約定返済日前日の残高150万円超200万円以下…3万円 ⑤約定返済日前日の残高200万円超250万円以下…3万5千円 ⑥約定返済日前日の残高250万円超300万円以下…4万円 |
| ・毎月定額返済方式 (ご利用限度額50万円以下のみ) ①融資限度額30万円…1万円 ②融資限度額50万円…1万5千円 | ・残高スライド返済方式 ①約定返済日前日の残高50万円以下…1万円 ②約定返済日前日の残高50万円超100万円以下…2万円 ③約定返済日前日の残高100万円超150万円以下…2万5千円 ④約定返済日前日の残高150万円超200万円以下…3万円 ⑤約定返済日前日の残高200万円超250万円以下…3万5千円 ⑥約定返済日前日の残高250万円超300万円以下…4万円 | | |
| 保証人 | ・(株)ジャックスの保証をご利用いただきますので必要ありません。 | | |
| 手数料 | ・ご契約時のカード発行手数料は無料となります。 | | |
| 保証料 | ・ご融資利率に保証会社の定める保証料率を含めております。 | | |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時～17時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。・紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。 | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・ローンカードは、当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関、郵便局、セブン銀行のATM(現金自動預入支払機)でご利用できます。・現在のご融資利率につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい。 | | |